

能勢町集団回収報奨金交付要綱

(目的)

第1条 町民の日常生活から排出される一般廃棄物の中で、再生可能な資源の回収を実施している団体に対し報奨金を交付することにより、ごみの減量化、資源の有効活用及び意識の向上を図ることを目的とする。

(交付団体)

第2条 報奨金の交付の対象となる団体は、町内で営利を目的としない地域団体であって、定期的に集団回収を実施する団体であり、なおかつ町長が適当と認めた団体とする。

2 ただし、収益の多い品目のみの収集を行う団体は報奨金の交付の対象団体として認めない。

(交付対象品目)

第3条 報奨金の対象となる資源ごみの回収品目は、各号に定めるとおりとする。

- (1) 紙類(新聞、ダンボール、雑誌・チラシ類、紙パック)
- (2) その他町長が適当と認めた物

(報奨金の額)

第4条 資源の集団回収実施団体に交付する報奨金の額は、回収資源1キログラム(1キログラム未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。)につき8円とする。ただし、古布類は4円とする。

(団体の届出)

第5条 資源の集団回収を実施し、報奨金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ集団回収実施団体申請書(様式第1号)に関係書類を添付し町長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。

- 2 前項の規定により申請された団体で、申請事項に変更が生じたときは、ただちに集団回収実施団体変更届出書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、虚偽及びその他不正な手段による届出が判明したときは、登録の取り消しを行うことができる。

(資源の引き渡し)

第6条 集団回収実施団体は、回収した資源を再生資源回収業者へ適正に引き渡すものとする。

(報奨金交付請求)

第7条 集団回収を実施した団体は、回収した資源を再生資源回収業者へ適正に渡したうえ、集団回収報奨金交付申請書(様式第3号)に集団回収実績報告書(様式第4号)を添えて、町長に請求するものとする。

(報奨金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により報奨金交付請求を受けたときは、内容を審査の上、毎月20日を集計日とし翌月末日までに報奨金を交付するものとする。

- 2 町長は、虚偽及びその他不正な手段により報奨金の交付を受けたことが判明したときは、その交付額の全部または一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。